

家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方 についてのイメージ

和牛の遺伝資源をめぐる状況と課題

精液・生体の流出

二国間の衛生条件に基づく輸出

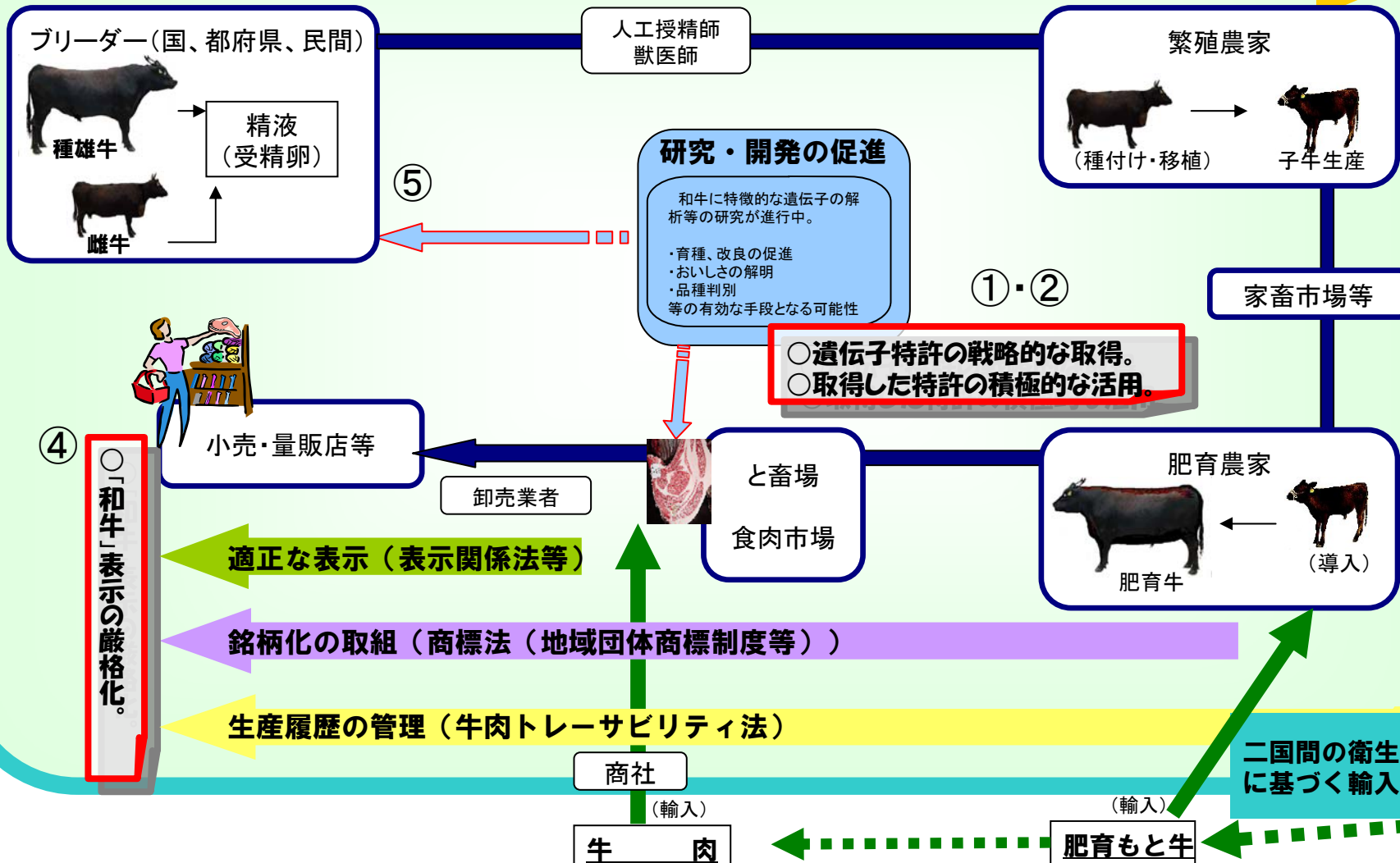
○精液の流通管理の徹底。

③

種畜検査に合格した種雄牛以外の精液は流通しない。

家畜登録制度により、血統(品種)が管理されている。

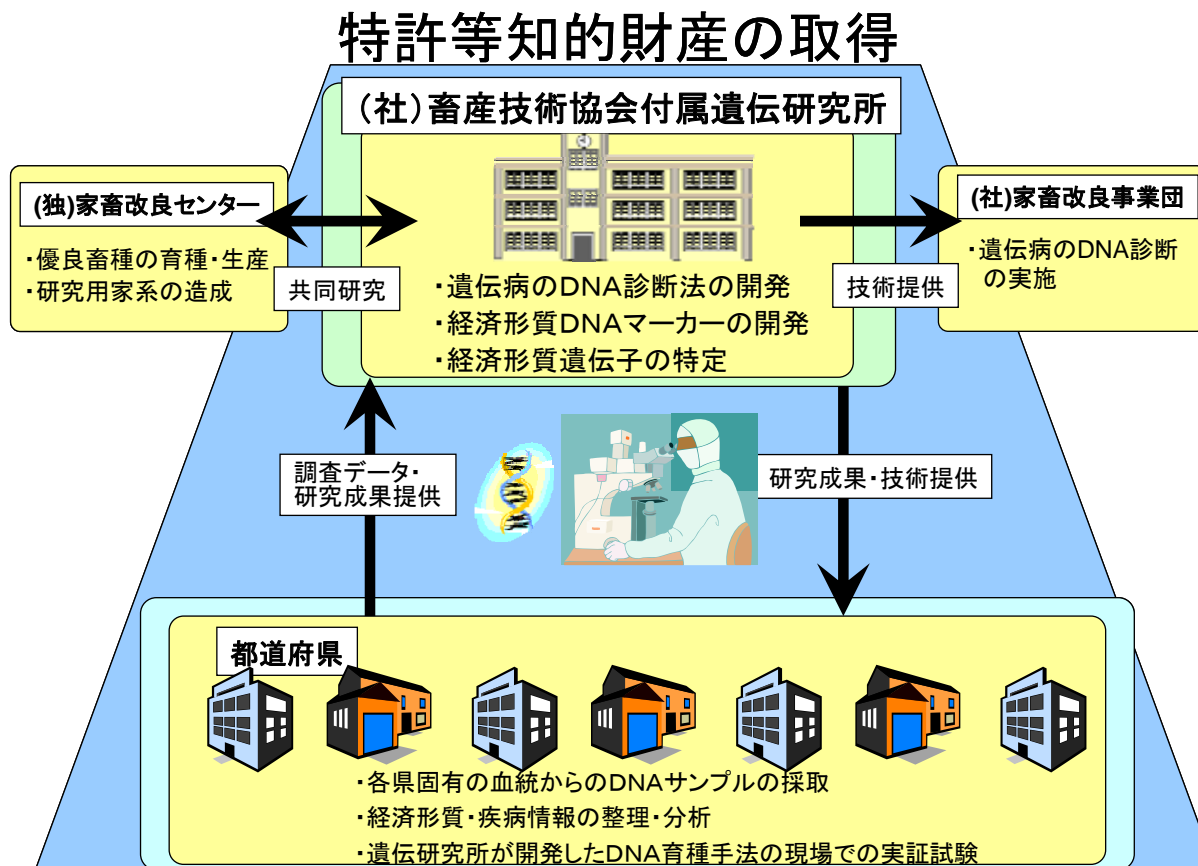
和牛の改良増殖 (家畜改良増殖法)



和牛の遺伝資源保護に係る戦略的特許の取得のイメージ

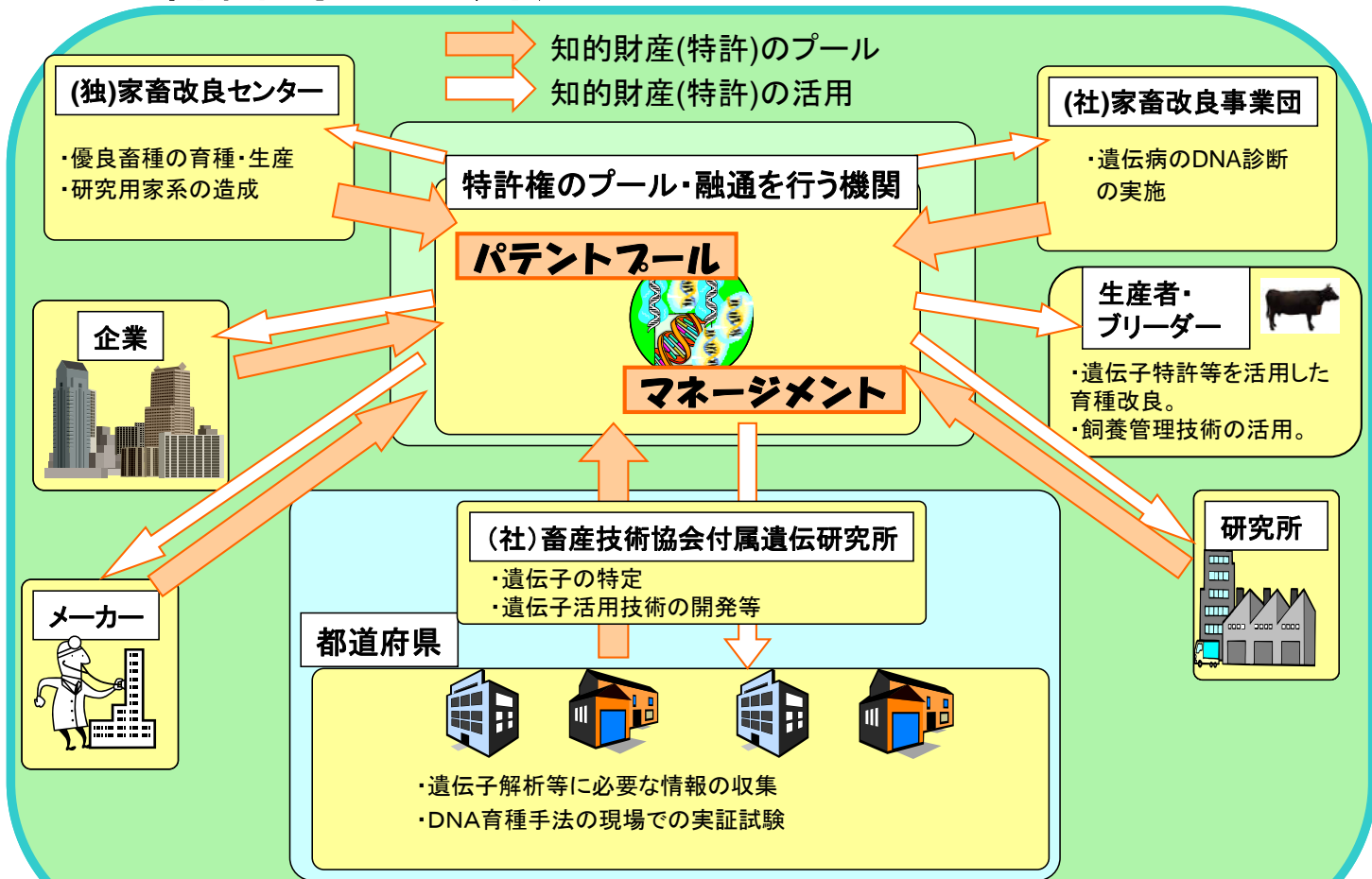
全国の研究機関等が連携して、特許を戦略的に取得するため、

- ① 動物遺伝研究所を中心に全国の研究機関・研究者で「協議会」を設立。
- ② 「協議会」のもと、和牛に特有の遺伝子の特定とその活用について優先事項を定め、効率的に特許を取得。



取得した特許権については、生産者や消費者のために積極的な活用を図るため、知的財産として適切にマネジメントし、特許権の融通等関係者間で効果的に活用できる仕組み（「パテントプール」）を構築し、和牛の遺伝資源の保護、効率的な改良増殖を推進。

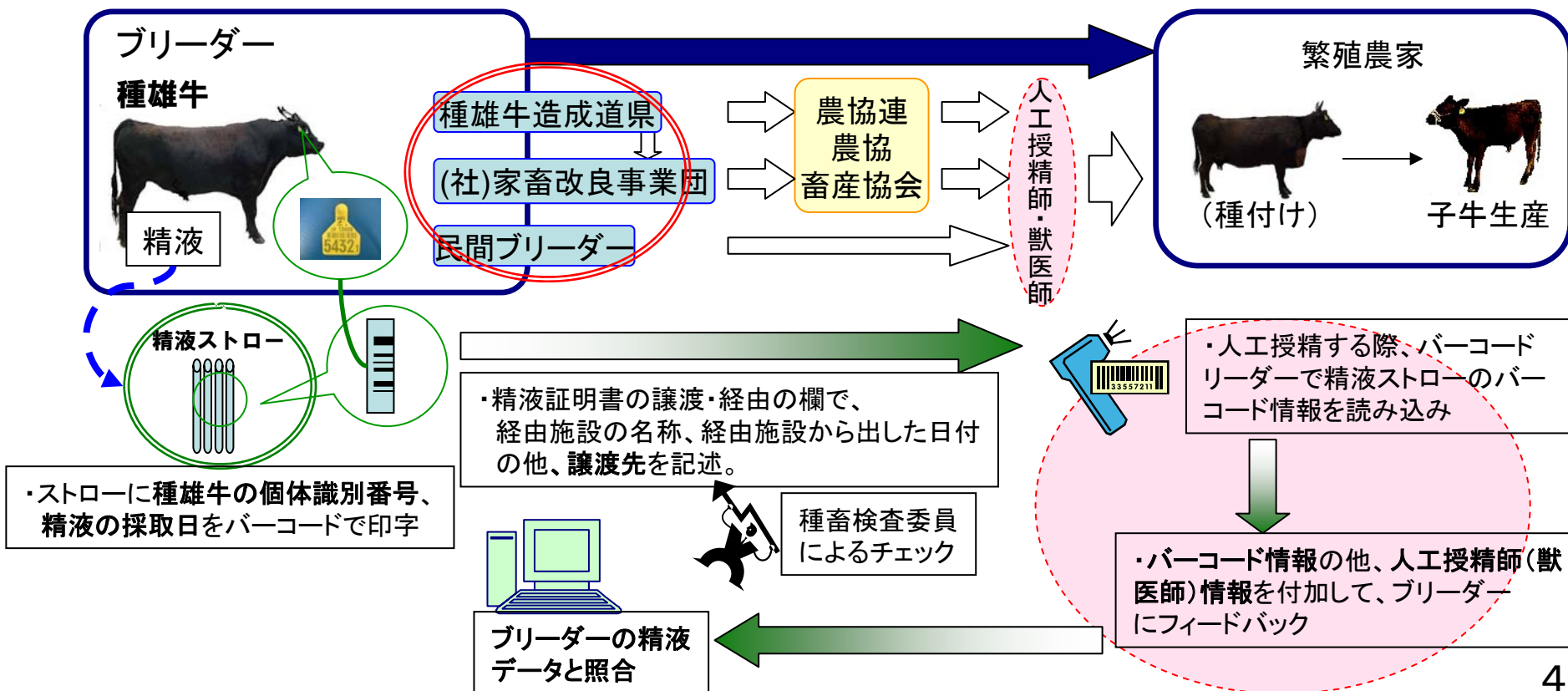
特許等知的財産のマネジメントのイメージ



精液の流通管理の徹底のイメージ

3

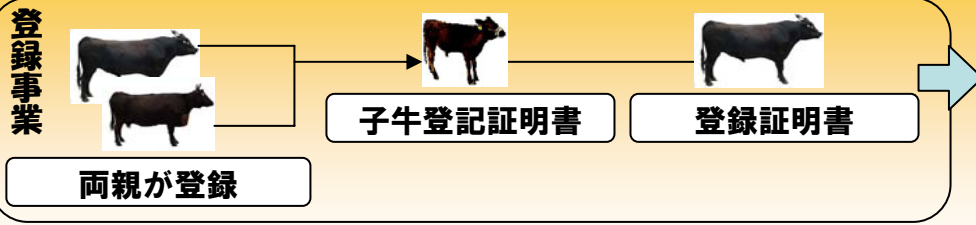
- ① 精液の流通には、多くの機関や個人が介在。
→ ブリーダー(精液の生産者)が協議し自主的に精液の管理を厳格化するような体制(例えば、精液ストローを譲渡する際、海外に流出させない旨を売買契約の中に盛り込む等)の構築。
- ② 液体窒素内の精液ストローと精液証明書が一体的に移動しないことへの懸念。
→ 精液ストロー等のバーコードによる流通管理体制の構築。
- ③ 譲渡の際、精液証明書様式にある「譲渡・経由の確認」欄の記入が不徹底。
→ 種畜検査委員の立入検査による譲渡履歴管理の徹底。



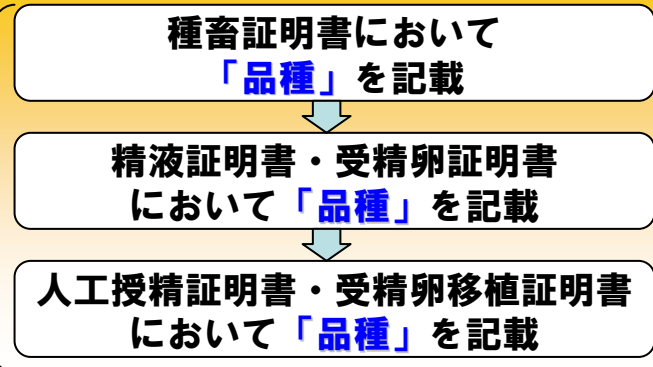
「和牛」表示の厳格化のイメージ

小売り段階での「和牛」表示の厳格化のために、家畜改良増殖法の「品種」、牛肉トレーサビリティ法の「品種」と食肉公正競争規約の「和牛」を結びつけ、国内で生まれ育てられたことが確認された牛のみに「和牛」の表示。

家畜改良増殖法



- ①黒毛和種
- ②褐毛和種
- ③日本短角種
- ④無角和種



家畜改良増殖法に基づく「品種」による確認

流通段階での「品種」の伝達

登録・飼養情報等の付加価値情報の自主的な活用

牛肉トレーサビリティ法

食肉公正競争規約

● 国内で生まれ育てられた牛

牛個体識別台帳で記録する牛の「品種」

牛肉トレーサビリティ法に基づく「品種」による確認

伝達された「品種」

「和牛」表示

- ①黒毛和種
- ②褐毛和種
- ③日本短角種
- ④無角和種
- ⑤ ①と②の交雑種 (⑤と(①又は②)の交雑種を含む)
- ⑥和牛間交雑種

- ①黒毛和種
- ②褐毛和種
- ③日本短角種
- ④無角和種
- ⑥* ①～④の品種間交配による交雑種
- ⑥** ⑥*と①～⑥*の交配による交雑種

「和牛」の国際競争力を高めるため、

- ① 遺伝子特許等の知的財産を活用した改良速度を向上。
- ② 全国の枝肉情報や登録情報を最大限に活用し、能力の統一評価や情報提供を推進。

